平成26年度

財政健全化審査意見書経営健全化審査意見書

いなべ市監査委員

いなべ市長 日沖 靖様

いなべ市監査委員 羽場 恭博 いなべ市監査委員 小川幹則

平成26年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る審査 意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、別添のとおり意見を提出します。

目 次

| 財政 | 汝健全化審查: | 总兄吾 | |
|---------------------------|---|-----------------------|------------------|
| 1 | 審査の対象 | | 1 |
| 2 | 審査の期間 | | 1 |
| 3 | 審査の方法 | | 1 |
| 4 | 審査の結果 | | 1 |
| (] | 1)総合意見 | | 1 |
| (2 | 2) 個別意見 | | 2 |
| 16 | 3) 是正改盖; | を要する事項 | 2 |
| (; | | と安りの事気 | _ |
| (; | 7) 定亚以日 | と女りる事項 | _ |
| | 这一个 这 健全化審查 : | | |
| | 営健全化審査 | | |
| | 営健全化審査 審査の対象 | 意見書 | 3 |
| 経 営 | 営健全化審査 審査の対象 審査の期間 | 意見書 | 3 |
| 経 指 1 2 | 営健全化審査 審査の対象 審査の期間 審査の方法 | 意見書 | 3 3 3 |
| 経 省 1 2 3 | は健全化審査 審査の対象 審査の期間 審査の方法 審査の結果 | 意見書 | 3 3 3 |
| 経算 1 2 3 4 | は健全化審査 審査の対象 審査の期間 審査の方法 審査の結果 1)総合意見 | 意見書 | 3 3 3 3 |

平成26年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により算定 された平成26年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事 項を記載した書類

2 審査の期間

平成27年8月7日から平成27年8月18日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された平成26年度決算における健全 化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され ているかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合する とともに、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 健全化判断比率 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 | 早期健全化基準 |
|------------|----------|----------|----------|---------|
| ①実質赤字比率 | - % | - % | - % | 12.77 % |
| ② 連結実質赤字比率 | - % | - % | - % | 17.77 % |
| ③ 実質公債費比率 | 10.1% | 8.8 % | 8.9 % | 25.0 % |
| ④ 将来負担比率 | - % | - % | - % | 350.0 % |

※①②④は、実質赤字及び将来負担は生じていないため「一」と表記した。

(2) 個別6意見

① 実質赤字比率について

平成 26 年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であったため、該当 比率の値はなし(表記は「一」)となる。結果、早期健全化基準の12.77% を大幅に下回り、良好な状態であると認められた。

② 連結実質赤字比率について

平成 26 年度の連結実質赤字比率は、実質黒字又は資金剰余の状況であったため、当該比率の値はなし(表記は「一」)となる。結果、早期健全化基準の17.77%を大幅に下回り、良好な状態であると認められた。

③ 実質公債費比率について

平成26年度の実質公債費比率は10.1%で、平成25年度に比べ1.3ポイント上昇している。合併特例債の短期償還等により、元利償還金が前年度比12億円増加し、単年度比率としては3.7ポイント上昇しているが、3か年平均でみると1.3ポイントとなっている。なお、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを14.9ポイント下回り、良好な状態であると認められた。

④ 将来負担比率について

平成 26 年度の将来負担比率は、合併特例債の短期償還の実施、借入金の減少により地方債の残高が減少し、将来負担額が前年度比12億円減となったため、当該比率の値はなし(表記は「一」)となる。結果、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを大幅に下回り、良好な状態であると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成26年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により算定 された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成 26 年度いなべ市水道事業会計 平成 26 年度いなべ市下水道事業特別会計 平成 26 年度いなべ市農業集落排水事業特別会計

2 審査の期間

平成27年8月7日から平成27年8月18日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された平成 26 年度決算における資金 不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されて いるかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合すると ともに、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

資金不足比率

| 公営企業会計 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 | 平成 24 年度 | 経営健全化基準 |
|----------------------|----------|----------|----------|---------|
| いなべ市水道事業会計 | - % | - % | - % | 20.0 % |
| いなべ市下水道事業 特別会計 | - % | - % | - % | 20.0 % |
| いなべ市農業集落排 水事業特別会計 | - % | - % | - % | 20.0 % |

[※] 資金不足は生じていないため、資金不足比率は「一」で表記した。

(2) 個別意見

水道事業会計並びに下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の平成26年度における資金不足比率は、それぞれの会計において資金不足額が生じていないため、当該比率の値はなし(表記は「一」)となる。したがって経営健全化基準の20.0%を大きく下回り、良好な状態であると認められた。

(3) 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は特にない。